

# 入札説明書

## 1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業 務 名 長崎振興局大橋庁舎清掃業務委託

(2) 仕 様 別添「仕様書」、「業務項目表」及び「図面」のとおり

(3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

上記契約期間の満了の1か月前までに双方から申し出がない場合は、引き続き次の1年間は同一の条件で本契約を自動継続するものとする。ただし、自動継続できる契約期間は初年度を含め最長3年間とする。なお、当初契約の翌年度以降において長崎県の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、自動継続せずに本契約の契約期間の満了をもって契約を終了するものとする。

(4) 履行場所 長崎振興局大橋庁舎（長崎市大橋町 11-1）

(5) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出方法は持参・郵送・FAXいずれも可とする。

なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

（提出場所）長崎県長崎振興局 管理部 総務課 総務調整班 FAX：095-849-2780

（提出期限）令和6年3月18日（月曜日）午後5時まで

回答については令和6年3月19日（火曜日）午後5時までに長崎県公式ホームページにて回答する。

(6) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。

エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。

オ 代理人が入札する場合には、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ・入札書は封入のうえ、封筒に会社名、入札業務名を記入し提出すること。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印すること。入札者（代理人を含む）の押印を省略する場合は、訂正箇所に入札者の氏名を自署すること。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・入札書のあて名は「長崎県長崎振興局長 田中 庄司」とすること。
- ・入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用すること。

(7) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア)見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。納付にあたっては、納付書を発行するので、令和6年3月18日（月曜日）午後5時までに申し出ること。公金取扱銀行で納付後、銀行の領収印が押された領収証の写しを、令和6年3月19日（火曜日）午後4時までに2の担当部局へFAXすること。

落札者とならなかった者が納付した入札保証金は入札終了後に還付するが、還付には相当の日数を要し、開札日当日の還付はできない。

(イ)ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ・県を被保険者とする入札保証保険契約（契約金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- a 3,000万円以上
- b 3,000万円未満1,000万円以上
- c 1,000万円未満

入札保証保険の証券もしくは契約内容がわかる証明（契約書等）2件は、令和6年3月18日（月）までの午前9時から午後5時までに提出すること。

(ウ) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目とすること。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超え

る区分の金額を入札金額とすることはできないこと。

#### イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。免除を希望する場合は、落札後速やかに免除申請を行うこと。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
  - ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。
- なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- a 3,000万円以上
- b 3,000万円未満1,000万円以上
- c 1,000万円未満

(ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

#### (8) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(12)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。また、入札者（代理人を含む）の押印が省

略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。

(10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## (9) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限範囲内であり、かつ、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

### 【注意事項】

・入札回数は、3回を限度とする。

・入札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で再入札（2回目）、再々入札（3回目）を行う予定とする。

## (10) 契約書の作成等

ア 落札通知を受けた日から7日以内（初日及び県の休日を含む）に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。

イ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

## 2 その他

当該契約事務に関する担当部局

（住所）〒852-8134 長崎県長崎市大橋町 11-1

（名称）長崎県長崎振興局 管理部 総務課 総務調整班

（電話）095-844-2182 （FAX）095-849-2780